

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月11日
(金曜日)

目次

- 規則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 公告 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………六
- 公告 柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………八
- 選管告示 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………八
- 選管告示 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(二件)……………八
- 選管告示 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………九
- 選管告示 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の廃止……………九
- 選管告示 不在者投票のできる介護医療院の指定……………九
- 選管告示 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正……………九



生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改める。

別記第二十七号様式中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」及び「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に

進学先の学校名	
進学後の居住地	

を

進学先又は就職先の名 称	
被保護者又は世帯者が、おおむね、月以上最低限度の生活を維持するために必要収入を得ることができると見込まれる理由	
進学後又は就職後の居住地	

に改め、同様式の添付書類一中「入学金」を「進学する場合は、入学金」に改め、同添付書類二中「進学」を「進学又は就職」に改め、同添付書類中「やまぐち」の次に次のように加える。

2 就職する場合は、採用されることを証明する書類又は所得税法第229条に規定する届出書の写しその他の職業に確実就くと見込まれる者又は事業を確実開始すると見込まれる者であることを証明する書類

別記第二十七号様式のほかに「進学後」を「進学後又は就職後」及び「進学に」を

「進学又は就職に」に改め、同注中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 「被保護者又はその者が属する世帯が、おおむね6箇月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由」欄は、就職する場合のみ記入すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十月十一日から同年十一月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 柳井化学工業株式会社
 住 所 柳井市柳井一五八二番地の四
- 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 柳井化学工業株式会社柳井本社工場
 所在地 柳井市柳井一五八二番地の四
- 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
四六一イ	($\text{m}^3/\text{日}$) 一、二〇	令和六、 一、二、四	令和八、 一、二〇	令和八、 一、二〇
		連 続	間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間
				二 四 時 間
				変 動 な し
				季 節 的 変 動 の 概 要

〃	($\text{m}^3/\text{日}$) 二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四六一ニ (三基)	($\text{N}^3/\text{分}$) 六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一イ」及び「四六一ニ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

処理前		処理後	
九	〇・八	〇・八	〇・八
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
八〇	八〇	八〇	八〇
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
二〇	二〇	二〇	二〇
五〇	五〇	五〇	五〇
一五	一五	一五	一五
一五	一五	一五	一五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七・三	七・一	三三	五〇
		六・八	四二	九〇
		七・五	一〇	一〇〇
		七・一	三〇	一五〇
		七・五	検出せず	二〇
		七・三	二	五〇
		七・一	一四・九	一〇〇
		七・五	一七	一五〇
		七・三	一・六三	二〇
		七・一	一・八	五〇
		七・五	一・〇六	九〇

山口県告示第百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十月十一日から同年十一月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
 住 所 川崎市幸区大宮町一三一〇番
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社防府工場
 所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		造		使用の方法	
	能 (t/日)	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間	使用の節節的変動の概要
三三ーイ	三	令和六、一、一五	令和六、一、一〇	令和六、一、一〇	連続二四時間	変動なし
三三ーロ	三・六	令和六、一、二六	令和六、一、一〇	令和六、一、一六	〃	〃

備考 「三三ーイ」及び「三三ーロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設をいう。

山口県告示第二八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十月十一日から同年十一月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所ウレタン第一製造部
所在地 周南市開成町四五三〇番地
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七 四			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	七	通 常	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七	八	六	通 常	最 大	通 常
	七	八	六	通 常	最 大	
化学的酸素要求量 (mg/l)	八・九	一六	八・九	通 常	最 大	通 常
	八・九	一六	八・九	通 常	最 大	
浮遊物質 (mg/l)	一〇	〃	二〇	通 常	最 大	通 常
	一〇	〃	二〇	通 常	最 大	
窒素 (mg/l)	六・五	〃	六・五	通 常	最 大	通 常
	六・五	〃	六・五	通 常	最 大	
燐 (mg/l)	一・〇一	一・五九	一・〇一	通 常	最 大	通 常
	一・〇一	一・五九	一・〇一	通 常	最 大	
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三、四八九	〃	三、四八九	通 常	最 大	通 常
	三、四八九	〃	三、四八九	通 常	最 大	

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後		変更前		項目	
七・九	七・五	八・二	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)
六・九	八・六	五・八	八・六	常	最大
七・一	四・九	四・三	五・一	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
八・四	四・九	六・七	五・一	常	最大
〃	〃	〃	五	通	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	一〇	常	最大
四・七	四・二	一・七	三・七	通	窒素 (mg/l)
四・九	四・二	二	三・七	常	最大
〇・三五	〇・二	〇・一三	〇・一	通	リン
〇・三六	〇・二	〇・一五	〇・一	常	最大
〃	二・九一	〃	〇・二三	通	ダイオキシン類 (Pg-TEQ/l)
二〇、四九八	二〇、三〇九	四八、五四一	四八、七三〇	常	排水の一日当たりの量 (m ³)
二〇、七〇三	二〇、五二二	四八、八四一	四九、〇三二	大	最大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

共同排水処理施設				総合中和処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	二	常	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	〃	八・六	〃	三・二	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	一六	〃	八・九	常	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	八・九	〃	八・九	大	窒素 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	一六	〃	一〇	常	リン
〃	〃	〃	〃	〃	八・九	〃	二〇	大	ダイオキシン類 (Pg-TEQ/l)
〃	〃	〃	〃	〃	八・九	〃	六・五	常	排水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	一六	〃	六・五	大	最大
〃	〃	〃	〃	〃	一・五九	〃	一・〇一	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	一・五九	〃	一・〇一	常	最大
〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	一八・〇五	通	ダイオキシン類 (Pg-TEQ/l)
〃	〃	〃	〃	〃	四七二	〃	三、四八九	常	排水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	四七七	〃	三、四八九	大	最大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

変更後	変更前
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
二・五八	二・六
〃	〃

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。



(二八三) 柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和六年十一月十二日（火曜日）午前十時

二 開催の場所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する柳井都市計画道路三・四・二柳井新庄線

次のとおりとする。

(二) 変更する柳井都市計画道路三・五・九境開下馬皿線

次のとおりとする。

(三) 変更する柳井都市計画道路三・五・十三東条線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和六年十一月五日（火曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和六年十一月五日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画・建築課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(二八四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年十月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市瑞穂町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社



山口県選挙管理委員会告示第五十九号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「橘ウインドパーク
二七の一四 大字西安下庄三九」を
削る。

山口県選挙管理委員会告示第六十号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（令和二年山口県選挙管理委員会告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「萩市福栄コミュニティセンター」を
「萩市福栄コミュニティセンター」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和四十三年山口県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「医療法人社団曙会佐々木外科病院」を
「医療法人社団若宮会山若宮病院」に改める。
「医療法人社団若宮会山若宮病院」を
「医療法人社団若宮会山若宮病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和六十三年山口県選挙管理委員会告示第三十八号）は、廃止する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
医療法人緑山会鹿野博愛 周南市大字鹿野下一一六一の一 令和六、九、一三
介護医療院

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「養護老人ホーム周防長養園」を
「社会福祉法人慈光会養護老人ホーム海光苑」に改める。

令和六年十月十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁